

やさしい住宅工事に対する補助金の交付 (新築・建替え)

町は、超高齢社会において誰もが安全で安心して暮らせる住宅を確保するため、新築又は建替え工事をする人に費用の一部を補助します。

1 補助の対象

補助の対象となる住宅

次に該当する人が住んでいるか、工事の完了後に住むことが確実な住宅

- ・1級又は2級の身体障害者手帳認定をもっている人
- ・要介護か要支援の認定を受けている人
- ・身体機能の低下がある方で町長が特に必要と認める人

(病気で車いすや歩行器などを使用している人、脳卒中などで片マヒの人、パーキンソン病などで歩行が困難な人、人工肛門・人工ぼうこうを付けている人などです。捻挫や骨折などで一時的に歩行が困難な人は含みません。)

(注1)すでに要介護者等が同居している又は工事後に別居している要介護者等と同居することが条件になります。

補助金の交付対象者

工事をする住宅の入居者（入居予定者を含む）。

(注2)入居者全員が町税（国民健康保険税を除く）の滞納がないことが条件となります。

補助の対象工事

入居者の身体状況に応じた配慮がなされていることが要件となります。

(段差の解消、手すりやスロープの設置、その他障がい者や要介護者の状況に応じた設備など)

2 補助金の額

補助額 20万円

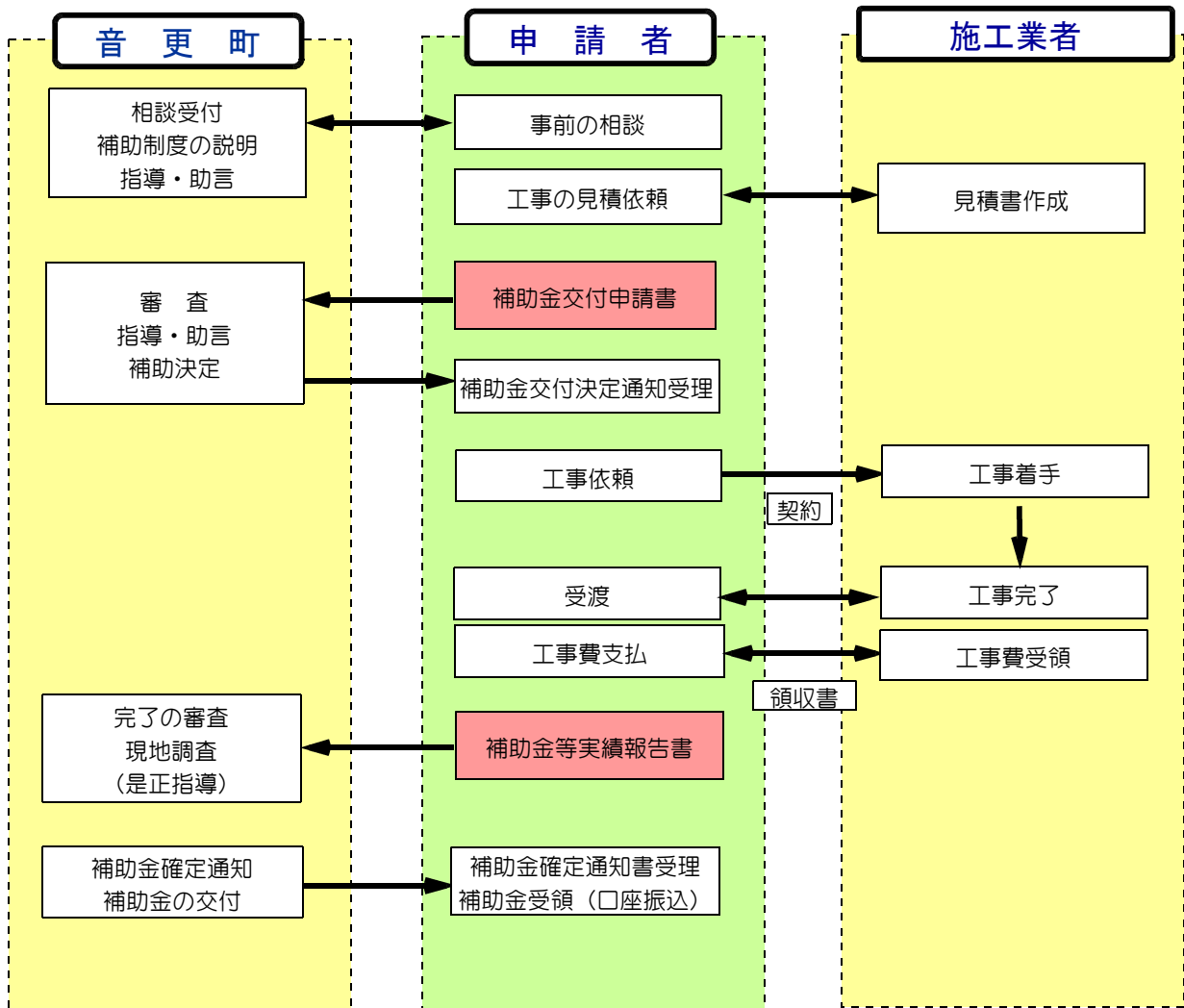
3 補助金の交付申請

- ・補助金交付申請書
- ・やさしい住宅工事概要調書
- ・工事の内容を示す図面
- ・契約書又は工事費見積書の写し
- ・町税納付状況等調査同意書
- ・その他

4 工事の実績報告

- ・補助事業等実績報告書
- ・工事完成写真
- ・領収書の写し等工事費の支払いが確認できるもの
- ・その他

5 補助手続きの流れ



補助制度における注意事項

交付申請の手続き時期

着手する前に補助金交付申請を行ってください。提出していただいた申請書等を審査し、要件に適合していることを確認した後、補助金交付決定通知書を送付します。

3月15日までに完了してください

やさしい住宅工事は申請した年度の3月15日までに完了させ、完了後はすみやかに補助事業等実績報告書を提出してください。報告書の内容を確認した後、補助金を交付します。

変更、取りやめの場合はご連絡ください

交付決定の通知後に、申請した内容を変更したり、工事を取りやめるときは、必ず音更町へご連絡ください。

交付決定の取り消し

次のような場合は補助金の交付決定を取り消すことがあります。既に補助金が交付されているときは返還していただきます。

- 申請した年度の3月15日までに工事の完了が見込めないとき
- 工事が適切でなく、現地確認後に命じた是正措置を講じないとき
- 虚偽の申請、不正な手段により交付決定を受けたとき

お問い合わせ先

音更町建設部建築住宅課

〒080-0198 音更町元町2番地

TEL 42-2111 FAX 42-2142

ホームページ <http://www.town.otofuke.hokkaido.jp/>